

18 陳情第 1 号

18 陳情 第 1 号	新宿区議会議員政治倫理条例第 4 条「区民の責務」の削除を求める 陳情
付託委員会	議会運営委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 18 年 2 月 2 日受理、平成 18 年 2 月 24 日付託
陳情者	東京都新宿区住吉町_____

(要 旨)

- 第 4 条(区民の責務)は新宿区議会議員政治倫理とは逸脱した条文である。第 4 条(区民の責務)の削除を要求するものである。
- 第 4 条第 1 項から第 4 項までのすべてを削除できない場合は、第 4 条第 3 項について削除することを求める。

(理 由)

区議会議員は確かに区民が選挙で選出した事実は明らかではあるが、新宿区議会議員政治倫理は区議会議員の倫理を定めたものである。そこに区民の責務を条文化するのはあまりにも無謀であり、そこには中山区長の言う「協働」という意味も知らずに使った言葉に通じるものがある。よって第 4 条「区民の責務」の削除を要求するものである。第 4 条第 1 項から第 4 項までのすべてを削除できない場合は、第 4 条第 3 項について削除することを求める。